

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。



但那部莊小村
中之卷

東京大学 経済学 部 蔵書
5-A
351

東京大学 経済学 部 蔵書
5
3

70
1
2
3
4
5
6
7
8
9
80

經濟學部
研究室
5-A
35/

41130

一
大
第
鄉

全田記

素衣之客

古

一九四五年春

莫不順道而決之

一、西曆一九二七年各情勢所



廣長年中。今日狀之。稱母子。願之。今。版。修。代。在。
重。長。氏。六。大。草。村。而。廣。長。七。年。中。以。合。吉。日。曾。利。
版。修。氏。而。利。之。況。世。子。而。廣。長。九。年。中。亦。在。

一
林

有之而實不為九年之計
今有之而實不為九年之計

今予而面田張望之斗舞九春

延亨之序年百性以平處之於之現後地掉入平動定
能者大恩重之而國保之而美之收小林名之而恩者丹
七部小川姓而荒升重者而保固而為恩者重者之

七郎小川証爲荒升當爲松岡石爲昌壽彦之

利

高九十四卷之六^斗卒谷月佑永^九

卷之保之三百石田村之角高百石天平年中虎忌之
 月正當三月虎忌年變位之月害知月病故正改之次
 男吉大月辰分知主婿元祿年中七下未及家督
 在江戶大所數能取以終身少役料出高石下高保初

年月山嗣子松左衛門重智 侯に在り
尾文子

張文子

一
河野

今當以爲之七年谷枝村南唐

山下平田平塘成林之村也村角之冢也

一
川
東

小川氏 氏信之山阿名解律之床因之上東濠

肖衣^ニ中^ニ浴^ス涼^ニ東^ノ甲^ノ別^ノ早^ノ川^ノ入^リ之^ノ履^ニ當^ニ山^ノ浴^ス衣^ニ上^ニ
之^ノ曉^ニ

小池

學之旨年之序年
中書之序年之序

月曜不為九倍之氏家七倍之京大和知

山川村縣了、
此之國さ
古好生、
何處も好生
云々要光、
此之

一 修之月

和名月山後宮元年庚子

和名月山後宮元年庚子

一 田之原

和名月山後宮元年庚子

一 河内原

和名月山後宮元年庚子

和名月山後宮元年庚子

和名月山後宮元年庚子

和名月山後宮元年庚子

和名月山後宮元年庚子

和名月山後宮元年庚子

和名月山後宮元年庚子

和名月山後宮元年庚子

和名月山後宮元年庚子

和名月山後宮元年庚子

和名月山後宮元年庚子

和名月山後宮元年庚子

和名月山後宮元年庚子

度山形地土成延享元年甲子十二月遊云以森
玉川寺小法也 法源院達三英若居下歩に

延享二年二月より知人節り

一川東知人神守麻上院

伊久呂院と道今同院なり
知人とは何田氏の辰巳と云

（書上り所々あり）

維有法源院氏武源王経基公の男

右院尉下位下野守源海波公の男代傳其父経法
公兼右京左衛門督公の母は河内守経公の女
と云ふ國史に氏家左衛門經基の父と云ふ経公國史に
云ふ家史に傳る眞人と云ふ公の父代傳其父経公の父

号とて知人傳る源信眞公

法名は
文永寺 建久正徳に

源公不系親とて武源公是公代の家名故高く此

長子知人下位下野守

法名法基寺
大寺也と云ふ

此嫡男源公の男

府具左衛門督源公の男代傳其父経公の父

久同依傳る源公の男代傳其父経公の父

源公の男代傳其父経公の父

法名作同院因氏源公の男代傳其父経公の父

元月甲子下位下野守源公の男代傳其父経公の父

近き氏家史に源公の男代傳其父経公の父

弘治二年甲寅國氏自鳴信上保祐於我如隨亦上
自下於^仰仰之知守於元父子知之不足立也安房守
諸人天流川也隨之小澤川也也休德之張也知行
負長子也常應於康知也也也也也也也也也也
適之射先也信之於元也也也也也也也也也也
氏之也也也也也也也也也也也也也也也也也
引之賴元所知也也也也也也也也也也也也也
於氏也也也也也也也也也也也也也也也也也
也也也也也也也也也也也也也也也也也也也

皆為取拘神、中子也、故云、後河、之、志、今、川、故、於、寄、
 食、天、粒、元、老、年、之、強、河、之、初、之、年、以、寄、安、居、守、之、後、
 知、之、立、神、之、於、氏、之、方、之、流、浪、之、去、年、年、後、於、風、之、
 後、信、長、之、居、之、一、月、之、月、之、神、之、長、之、居、之、中、順、之、揚、之、老、
 守、之、漢、松、之、昨、近、之、以、年、神、之、若、今、之、以、重、之、入、神、之、松、院、
 大、之、神、子、之、守、之、娘、文、之、中、之、松、氏、娘、文、之、官、之、題、
 飲、今、以、之、任、之、初、之、初、之、去、年、年、之、別、之、知、之、以、後、日、之、年、
 於、漢、松、之、不、之、不、生、害、之、氏、之、子、之、方、之、重、之、幼、稚、之、之、守、之、娘、文、
 吾、之、後、見、之、神、之、死、之、後、先、之、有、馬、之、嫡、之、有、之、後、見

知人よりたのむるに後世たる年々有る

知人よりたのむるに後世たる年々有る

一 知人平 知人よりたのむるに後世たる年々有る

知人よりたのむるに後世たる年々有る

知人よりたのむるに後世たる年々有る

一 南東 知人よりたのむるに後世たる年々有る

知人よりたのむるに後世たる年々有る

知人よりたのむるに後世たる年々有る

一 柏東 知人よりたのむるに後世たる年々有る

今之村合 柏東 知人よりたのむるに後世たる年々有る

二年後 知人よりたのむるに後世たる年々有る

今之村合 柏東 知人よりたのむるに後世たる年々有る

今之村合 柏東 知人よりたのむるに後世たる年々有る

今之村合 柏東 知人よりたのむるに後世たる年々有る

一 虎岩 知人よりたのむるに後世たる年々有る

今之村合 柏東 知人よりたのむるに後世たる年々有る

今之村合 柏東 知人よりたのむるに後世たる年々有る

今之村合 柏東 知人よりたのむるに後世たる年々有る

齊周家也

氏信小云、海狗道、最云云
是、誤記、云、滑、云、云、

何陋之有案內上民

五言平家悉之誠之只義理以民富能之大願也托不食

意德之義經述之秋之漢書後之於物之之不用國家

雖有為義與同志之出於心者為先為貴也

水多見於溪谷（江戶下都賀）之江氣乃其源文治五年

修系部鄭元忠地以人小以余為君之保固行村者川文也

以吾子之能，固足以爲吾子之憂，而吾子之憂，固足以爲吾子之憂。

下向郷守、松本の宿小島、冬に氏怪ひを致す。在任中營

升九十年后

係花坡亦本下係花之云多係上後亦包兒
多係上後亦本下係花之云多係上後亦包兒

り助たると

名を改め
東陽子と云

建久元年倭國在城代藩稅之小倉家城

垣西之政

自是三代后故道長川等代

速保年中今之留史之新成之道地

鍾子期之為琴也。伯也。子期亦也。受恩不可

因各版紙未畢以迄接寫下之里今版田九ノ奥其滿

上少休云郭公夢石之玉泉文小出園之氣態種種

勸德之建保年中
王叔為源海子長
周家孫
居城級

初涉學問之扉欲同若輩爲同修者當同修乎同第乎

月圓傷心一處彈雲
光上平溪多雲川南多雲
家各上處上故心新
同慶

外坂為清源同義女子家 同或於同公命世用常同左
清源同次弘治二年公甲辰言小余於立龍橋大和 同或於同公
不任主信而蒙小波收出南東立通也余處使役助也清源
源為伊那郡公甲列秋止伯耆源也我入后快處所
言此子也文夫正元年清源出村城と政九移之我の信也
政之不利の人生害に秋止の事清源より清源に
我より同伊那生立も枝立小余正清源の事林意女小
田切あふふ之天波列出村又城政九移之の事
天正二年十月信長より小余信長より小余信長より

十月信長より清源より小余信長より小余信長より
中事度信長より清源より小余信長より小余信長より
小余信長より清源より小余信長より小余信長より
信長より清源より小余信長より小余信長より
越前より小余信長より清源より小余信長より小余信長より
信長より清源より小余信長より小余信長より
波合より小余信長より清源より小余信長より小余信長より
一より小余信長より清源より小余信長より小余信長より
同年八月押入信長より清源より小余信長より小余信長より

山田

以故為新野人投書之歎也。近來奇世分名最甚。民家
 也。自號曰龍虎。猛智雄豪。咸中防。安。方便。有。子。等。
 咸。曰。故。為。賊。賊。軍。之。助。也。立。退。之。後。不。松。尾。之。孫。曰。信。家。
 為。軍。內。應。當。信。之。出。也。市。決。止。之。合。也。押。掛。故。為。前。後。
 之。敵。不。用。凡。不。及。乃。於。市。決。中。生。害。今。此。正。也。信。
 人。校。也。賊。也。將。之。言。也。賊。迹。連。信。為。公。均。利。運。送。
 有。子。等。言。故。因。在。賊。大。將。之。賊。押。挂。伊。奈。諸。賊。悉。
 以。學。父。之。有。子。等。故。因。入。將。和。生。害。賊。因。御。父。子。兩。軍。判。
 也。信。家。有。信。家。公。之。孫。河。以。信。家。公。之。孫。河。以。信。家。公。之。孫。河。

十二、方信之簡、亦達過、何如、信之、之、上、東、所、
 別、毛利、應、之、免、以、所、代、有、方、上、之、信、天、正、十、年、午、子、方、
 毛利、海、内、有、方、和、初、之、信、毛利、新、外、上、今、月、義、元、之、
 首、方、之、信、長、公、今、年、子、日、乃、達、信、何、智、於、東、那、
 佛、最、令、依、信、者、毛利、之、主、城、經、計、上、方、越、之、無、細、源、若、
 家、康、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、
 小、山、越、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、
 信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、
 天、正、十、年、午、子、年、初、之、平、之、首、信、之、信、之、信、之、信、之、
 信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、

代々移住する所が二ヶ所と云ふ配市由松屋之瑞太
ホノ金定利義下ノ房も天正六年信玄周ノ命ハ教
後ノ信下ノ同格也○松屋城ハ病死ハ一子ハ信定決談
松屋ノ格也又病重ノ旨ハ信下ノ親也且信下ノ意ハ
信定ハ金ノ甲斐若年右ノ列吉并ノ取替者也○格也
石能利義自ノ命也天正八年水原ノ戦ニ参
大原ノ兵也同年秀吉ノ山本ノ東山退伐ノ兵
也白戦傷ハ重切也秀吉ハ信下ノ也利義知ル者信下
部ハ石ノ先ハ其ノ時業中居ル移住ノ場ノ面談

今ノ水原元年移住ノ松屋城切也○山本ノ陣ノ功
成ル後連中ノ病死ノ文禄元年ノ飯田城ノ格也
又源高知ノ格也布施ノ河島ノ格也○信下ノ部中
格也村ノ格也妻也○南ノ格也○格也○格也
前合中陣川大井也○信下ノ格也○格也○格也
信下ノ格也○格也○格也○格也○格也○格也
所大格也○格也○格也○格也○格也○格也
○格也○格也○格也○格也○格也○格也
○格也○格也○格也○格也○格也○格也

山崎古寺。此寺乃千太能所立。寺部八子三百陸名之。其内
二子亦小彩田七百五十五。合青練石部及妙子石亦小彩田二百
石。其内一由合方二百部殿。此分知實文才二十七年世。
日中城傳云之上役神尾若按守殿。乃久保以。其後四二
一城。此傳云谷川橋端。小口寺丸崗。乃三十七月方。親自
公家長事。其城之史云。少子。其親目公。乃入有飯田。乃村
帳面。此動定方。今多彩。其末尾行村。乃其夜役。其長七
馬。乃夜平。此動定。乃其夜細野。其末尾。乃其夜佐。乃其
其書。其動定。乃其夜細野。其末尾。乃其夜佐。乃其

十三村十位權左村合爲北村湯中村と枝村爲中村
又北七村と之郷と小宮又十三年廿七月十六日親昌
公遊幸此處を經たる所法法名代

大玄院殿前作大守寂然宗外居士号
世父親^良公云云寺殿多是誠後之爲得聲
左惠(盤)位下侍從長次之(用)之誠後の事
右惠(盤)位下侍從長次之(用)之誠後の事
い據介也石田幸左衛門安富助也(中村重忠)

寬文十三年
城周防守從之役下帶束親貞

法母之甥石有實德公之女實永十七歲在古之
 梁小生之稚名之實九慶安二年又七部之改心天龍
 為年上別法國之故主國修之信證而所收收據
 中取之配流與平七部昌章之改心信之收據
 作付彼處之安石村之寺中九部之國之通安之二
 九部之國之通安之二
 首尾之安石村之寺中九部之國之通安之二
 國之通安之二
 要御百文之寺中九部之國之通安之二

將軍總之公法代也、法年平之之故國領之寸亦
 百部之寺中九部之國之通安之二
 百部之寺中九部之國之通安之二
 百部之寺中九部之國之通安之二
 百部之寺中九部之國之通安之二
 百部之寺中九部之國之通安之二
 百部之寺中九部之國之通安之二
 百部之寺中九部之國之通安之二
 百部之寺中九部之國之通安之二
 百部之寺中九部之國之通安之二
 百部之寺中九部之國之通安之二

隆松院殿前防別大守真與紹立太在寺之寺
 隆松院殿前防別大守真與紹立太在寺之寺
 隆松院殿前防別大守真與紹立太在寺之寺
 隆松院殿前防別大守真與紹立太在寺之寺
 隆松院殿前防別大守真與紹立太在寺之寺
 隆松院殿前防別大守真與紹立太在寺之寺
 隆松院殿前防別大守真與紹立太在寺之寺
 隆松院殿前防別大守真與紹立太在寺之寺
 隆松院殿前防別大守真與紹立太在寺之寺
 隆松院殿前防別大守真與紹立太在寺之寺

東町古本より有る元禄二年市田の山より寄附
馬次右達心徳三秀年より創村成る中より村に定
る古本徳村所領と長徳と書る事あり是も公紙に依
面ふ者なりとあり中より時分なりと書はれし徳大寺溜
ふ高谷子徳村運進有る事長徳と書ふ事あり此と
徳と書ふ事あり下より古本溜より又長徳村村本溜と
支村創よりなりと支村役執事より大長徳村の秋科
村より内出控本村向とあり又支村大長徳村の内入
飯田所蔵有る古本溜より又長徳村の秋科
長徳村の秋科

延宝九年市田の古本溜より又長徳村の秋科
上納所より支村役執事より大長徳村の秋科
徳言公常憲院依り所領子孫より長徳村の秋科
外支村の秋科より又長徳村の秋科より又長徳村の秋科
此の古本溜より又長徳村の秋科より又長徳村の秋科
用紙に因る事あり内より又長徳村の秋科より又長徳村の秋科
不月出より又長徳村の秋科より又長徳村の秋科
一、後より又長徳村の秋科より又長徳村の秋科
是の古本溜より又長徳村の秋科より又長徳村の秋科

一田園言子公而後者一流大郡牧而後云新

永流尚流本押

一舟押中流家舊山新一院川探沙中而後者

一前後九之新 一新園押四後者

一住還三月前最難平一流本用本園本家本定也

一舟人更子也而而中本本本本本本本本

右流言三月九而後者七年而本本本本本本

而本本本本本本本本本本本本本本本本

同年親貨云而後者本本本本本本本本本本

本本本本本本本本本本本本本本本本

生而子一學親膚公而後親膚公而後親膚公而後

飯因長久是也又史本而後後

實性院殿前名列大寺大寺家徽在土上本

東院院殿親膚家類本本本本本本本本本本

本本本本本本本本本本本本本本本本

本本本本本本本本本本本本本本本本

本本本本本本本本本本本本本本本本

本本本本本本本本本本本本本本本本

知任中光城云云保吉家公
 有月九月平法后更方領知
 東寺改爲之親庸云幼年爲之
 平法前之之并老后攝彩之
 因或言在唐東寺并通新因
 寺以石川迎駕總持寺民社
 法頂戴此時御來中出伊奈
 下相續寺社法改由來寺
 以改書月迄返改爲寺保之
 中將是年庚子七月有經
 改爲寺保之改爲寺保之

國祚之隆中寺社他處久已出神而予也約以永平
之寺社乃係國祚咸用命示其百年家光後人寺社身
云云焉寺社方由永平而海入
享保十一年甲午七月十日若授子親屬公行即有
以病死以來甚多又得法者
寬祐院殿前右別大寺義定於自是年壬寅
享保十二年甲午
端大和寺住持長友來親藏
實心由舍弟權白與一息後在宮庭依為代子後
大和寺之及山享保十五年御園更永元巡延享三

丙寅年御免候と所引の旨より御田經在候中
去由より後引の旨より長久寺より

禅林院殿前和歌より大通佛力大長と云ふ

延享三年閏四月十六日 堀又七郎親長公より

同年御免御代整へ御田經方圓より通へる

大石より御田經より改修に及ぶ御田經より社

中より改修へ通へる

寶曆二年正月親長公より御田經

宝曆二年正月大坂より又宝曆二年寅月御田經

御田經の御田村

御田經の御田村より御田經の御田村より御田經

御田經の御田村

一 御田經の御田村より御田經の御田村より御田經

御田經の御田村より御田經の御田村より御田經

御田經の御田村より御田經の御田村より御田經

御田經の御田村より御田經の御田村より御田經

御田經の御田村より御田經の御田村より御田經

御田經の御田村より御田經の御田村より御田經

乙未の時高田前達より本年毛利免札出再任の時不町
 壬午同前丁卯立山雲来寺に受山伏出家せし者等往より遊
 手引致し之れ此度の今も遊手にて建之候かと思召と
 召様一箇に申し奉りて列奥にお召し候へども同前より田
 畑とも申すといひ情せお渡り遊手先達より町割奉
 整割より申付知れ奉り没前より遊手町を任固より致せ
 是と知れ町と云々壬午同前丁卯之より丁卯の組迄迄より申
 此の組迄迄より申す此より情せを本町より申す十二世
 ありと云々前より申す此より情せを建次無知と云々十二

[illegible]

保固と稱するは江弘平甲斐大守氏因時
 三ノ角程大將位に任ぜられ都府郡に
 手入と雖も彼威勢のふたつとて中
 國所と稱殘堂と稱する者も是れ連
 今より市街のふたつとて中
 國所と稱殘堂と稱する者も是れ連
 起る者なりと云ふは三ノ角程大將位に
 一ノ角村 今より市街のふたつとて中
 國所と稱殘堂と稱する者も是れ連
 今より市街のふたつとて中
 國所と稱殘堂と稱する者も是れ連

一 保固村

保固村は村のふたつとて中
 國所と稱殘堂と稱する者も是れ連
 今より市街のふたつとて中
 國所と稱殘堂と稱する者も是れ連

保固村は村のふたつとて中
 國所と稱殘堂と稱する者も是れ連
 今より市街のふたつとて中
 國所と稱殘堂と稱する者も是れ連

一 南條

南條村は村のふたつとて中
 國所と稱殘堂と稱する者も是れ連
 今より市街のふたつとて中
 國所と稱殘堂と稱する者も是れ連

保固村は村のふたつとて中
 國所と稱殘堂と稱する者も是れ連
 今より市街のふたつとて中
 國所と稱殘堂と稱する者も是れ連

一 下里

下里村は村のふたつとて中
 國所と稱殘堂と稱する者も是れ連
 今より市街のふたつとて中
 國所と稱殘堂と稱する者も是れ連

保固村は村のふたつとて中
 國所と稱殘堂と稱する者も是れ連
 今より市街のふたつとて中
 國所と稱殘堂と稱する者も是れ連

お集代くろ二種書文脈之實永年申種花昔の印代
友勢之あふふ種書跡を氏信之部友之門村高村
内水東能島の正仙の種書跡を氏信之部友之門村高村

一上里書

古の書は種書跡を氏信之部友之門村高村
今も書は種書跡を氏信之部友之門村高村

元龜天正の比々を速朽者種書跡を氏信之部友之門村高村
監官種書跡を氏信之部友之門村高村
右南棟の書跡を氏信之部友之門村高村
書文種書跡を氏信之部友之門村高村

一庄光寺村

古の書は種書跡を氏信之部友之門村高村
今も書は種書跡を氏信之部友之門村高村

種書光寺村の書跡を氏信之部友之門村高村
今も書は種書跡を氏信之部友之門村高村

種書光寺村の書跡を氏信之部友之門村高村

種書光寺村の書跡を氏信之部友之門村高村

種書光寺村の書跡を氏信之部友之門村高村
今も書は種書跡を氏信之部友之門村高村
種書光寺村の書跡を氏信之部友之門村高村
今も書は種書跡を氏信之部友之門村高村

市田郷八村振村令

市田町長

松島、蔵性青島陸軍士官校に於て、自任係に
義と親し、康平六年寅十月十日討死、嗚呼、其意を
若く死す、初雅、末子乳母が懐小、一、其母と通事、
其母、源伯、後、當り、中、牧、信、人、台、氏、等
敬、氏、終、當、の、守、護、氏、治、康、年、中、難、賊、等、に、
松、島、平、云、安、政、自、則、と、是、是、代、に、お、清、を、思、ひ、以、
い、松、島、平、同、也、と、是、是、代、に、お、清、を、思、ひ、以、
切、及、度、と、是、是、年、中、松、島、平、同、也、と、是、是、代、に、
お、清、を、思、ひ、以、

本年、氏、同、方、氏、一、飯、田、氏、秋、が、あ、り、お、清、を、思、
ひ、以、同、方、氏、の、氏、同、方、氏、の、氏、同、方、氏、の、氏、同、方、氏、
公、氏、氏、同、方、氏、同、方、氏、同、方、氏、同、方、氏、同、方、氏、
て、主、則、建、た、い、中、後、氏、同、方、氏、同、方、氏、同、方、氏、
不、松、島、氏、同、方、氏、同、方、氏、同、方、氏、同、方、氏、
中、後、氏、同、方、氏、同、方、氏、同、方、氏、同、方、氏、
と、松、島、氏、同、方、氏、同、方、氏、同、方、氏、同、方、氏、
同、松、島、氏、同、方、氏、同、方、氏、同、方、氏、同、方、氏、

一、市田町

市田町長

市田町長

市田町長

傳子實之江連正德二年創村分れ傳子實之如彼也

一牛牧 古より古より牛を飼ふ事

萬永年中松島郡下牛牧の事文に云ふに牛中云

田舎遠近新創り小漁りといふ所 永保十文

一吉田 古より吉田七郎と云ふ事

吉田吉田彈正松島に坐す成り吉田村員元佐と云

一太田山 古より太田山と云ふ事

太田山と云ふ事 古より太田山と云ふ事

一為東 古より為東と云ふ事

為東三平年百姓といふ事

右三郷指す村版圖也

一山吹 古より山吹と云ふ事

山吹市田と云ふ事 松島に坐す

山吹市田と云ふ事 松島に坐す

山吹市田と云ふ事 松島に坐す

山吹市田と云ふ事 松島に坐す

山吹市田と云ふ事 松島に坐す

傳入の元禄年中 月清の巻 初に東 寺傳入の日

新助 徳右衛門宗子 月清の巻 初に東 寺傳入の日

是より村座光寺氏山徳成

大源卿 三村に分

一 大源 寺長徳寺子 七百七十九斗 六斗 六斗 六斗

月 四百八斗 七百七十九斗 六斗 六斗 六斗

子 四百八斗 七百七十九斗 六斗 六斗 六斗

四百八斗 七百七十九斗 六斗 六斗 六斗

四百八斗 七百七十九斗 六斗 六斗 六斗

大源村 福寺

福寺 福寺

福寺 福寺

福寺 福寺

是より大源氏知所也 徳成の村 分川 東福寺 那

宗行 桐 月 山 和 田 川 成

古所 古 徳 様 泉 力 成 上 元 龜 寺 寺 寺 寺 寺 寺

平 源 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺

桐 山 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺

代 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺

名 林 徳 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺

子 源 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺

元 元 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺

元 元 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺

元 元 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺

城と云ふ所、大に其を以て城と稱し、
昔守ふ事、年々、秋、冬、春、夏、
書、必、是、收、郷、中、之、事、付、奉、書、之、文、云

飯沼市田、吉田、牛牧、河野、田村、林、河野
小川、後、方、虎、黒、田、田、田、元、今、田、元
南、山、南、東、下、條、松、尾、毛、賀、山、本

右、中、之、事、大、河、吉、田、河、野、田、村、林、河、野、
小、川、後、方、虎、黒、田、田、田、元、今、田、元、
南、山、南、東、下、條、松、尾、毛、賀、山、本、
右、中、之、事、大、河、吉、田、河、野、田、村、林、河、野、
小、川、後、方、虎、黒、田、田、田、元、今、田、元、
南、山、南、東、下、條、松、尾、毛、賀、山、本、

元龜二年 辛未二月十七日 信玄 年下
秋、冬、春、夏、
書、必、是、收、郷、中、之、事、付、奉、書、之、文、云

重清、或、我、川、東、之、事、大、河、吉、田、河、野、田、村、林、河、野、
小、川、後、方、虎、黒、田、田、田、元、今、田、元、
南、山、南、東、下、條、松、尾、毛、賀、山、本、
右、中、之、事、大、河、吉、田、河、野、田、村、林、河、野、
小、川、後、方、虎、黒、田、田、田、元、今、田、元、
南、山、南、東、下、條、松、尾、毛、賀、山、本、

年國田信長乃押原先主誠信乃大將不在而
中初信長乃押原先主誠信乃大將不在而
中初信長乃押原先主誠信乃大將不在而
中初信長乃押原先主誠信乃大將不在而
中初信長乃押原先主誠信乃大將不在而
中初信長乃押原先主誠信乃大將不在而
中初信長乃押原先主誠信乃大將不在而
中初信長乃押原先主誠信乃大將不在而
中初信長乃押原先主誠信乃大將不在而
中初信長乃押原先主誠信乃大將不在而

室城乃押原先主誠信乃大將不在而
中初信長乃押原先主誠信乃大將不在而
中初信長乃押原先主誠信乃大將不在而
中初信長乃押原先主誠信乃大將不在而
中初信長乃押原先主誠信乃大將不在而
中初信長乃押原先主誠信乃大將不在而
中初信長乃押原先主誠信乃大將不在而
中初信長乃押原先主誠信乃大將不在而
中初信長乃押原先主誠信乃大將不在而
中初信長乃押原先主誠信乃大將不在而

坐東拂動受降來以以都志以服國城得者也攻之誠
傳科新者智如智小情同情同而志未改多能深
在而志也路能戰多路在志可存十有傳科小情
彼多能未改情之方而乃大情之志誠以服國而
志未改乃和入乃宗莫安中依田小東不城志宗敗小
其國之志十有甲列得和滅亡一後以誠而信長
為下知毛利河內志也信和之部代志也而信長
小居信之信之新女幼乃大情子誘者大信長降
來志一毛利河內志也而乃同年六月二信長父

子明智國光乃小生害左毛利之服田城志也而
上志也信之甲信之不及志誠志志也而信長
後甲信家康志也而信志也而信志也而信志也而
大信信之誠志也而信志也而信志也而信志也而
以信來志大情志也而信志也而信志也而信志也而
見志也而信志也而信志也而信志也而信志也而
也信志也而信志也而信志也而信志也而信志也而
和志也而信志也而信志也而信志也而信志也而
後志也而信志也而信志也而信志也而信志也而

信長、徳成、日遊、之、時、系、或、志、城、也、の、て、返、り、版
田、の、城、も、高、き、と、明、之、月、十、六、日、甲、別、給、の、て、退、之、今
之、城、主、大、清、清、死、す、正、徳、版、清、氏、於、七、浦、父、子、大、清、討
死、す、後、神、若、山、成、心、継、之、子、大、清、新、女、と、云、
也、本、姓、内、田、高、貴、氏、中、初、少、成、後、見、と、一、人、祖、父、の、此
志、為、重、才、子、丹、後、と、云、此、所、古、居、何、と、云、

一、説、日、大、清、氏、之、代、後、大、清、清、死、す、後、我、丹、後、為、
継、河、内、為、宗、河、内、も、為、元、也、天正三年三月廿五日
新島先考此、所、為、重、才、子、丹、後、と、云、
討、死、す、ト、天正三年三月廿五日
新島先考此、子、清、以、存、心、継、天正三年三月廿五日
新島先考為、河、内、家、討、死、す、ト、天正三年三月廿五日
新島先考此、子、新、女、来、

世、係、尾、張、り
あり、と、云、
元、和、二、年、版、田、の、日、清、徳、成、版、田、受、り、

一、版、田、成、
右、子、田、高、貴、氏、中、初、少、成、後、見、と、云、
此、子、清、以、存、心、継、天正三年三月廿五日
新島先考為、河、内、家、討、死、す、ト、天正三年三月廿五日
新島先考此、子、新、女、来、

一、新、井、
右、子、田、高、貴、氏、中、初、少、成、後、見、と、云、
此、子、清、以、存、心、継、天正三年三月廿五日
新島先考為、河、内、家、討、死、す、ト、天正三年三月廿五日
新島先考此、子、新、女、来、

一、名、子、
右、子、田、高、貴、氏、中、初、少、成、後、見、と、云、
此、子、清、以、存、心、継、天正三年三月廿五日
新島先考為、河、内、家、討、死、す、ト、天正三年三月廿五日
新島先考此、子、新、女、来、

平、清、年、中、元、相、城、主、為、行、行、二、南、行、相、中、年、東、重、保
在、城、任、任、相、中、年、元、相、伯、父、と、云、
所、為、客、也、天正三年三月廿五日
新島先考代、之、信、長、子、子、家、家、と、云、
右、子、新、女、来、天正三年三月廿五日
新島先考此、子、新、女、来、
枝、村、内、東、重、保、村、

而石標東九路の石を以て東九路の形を記す
 文禄二年古所より東九路の形を記す
 右の形を記す文禄十二年の形を記す
 井の形を記す文禄十二年の形を記す

信州郡尾上村記

巻之九



上飯田村羽場

山田廣吉

東京大学図書

<10>5500480446

経済学部図書館